職業安定法に基づく情報公開

職業紹介事業に関する情報公開

1. 事業許可

事業者名	株式会社ゼネット
許可番号	厚生労働大臣許可 有料職業紹介事業（許可番号：13-ユ-320054）
許可年月日	2026年11月1日
事業所	株式会社ゼネット 〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-30-17朝日生命南池袋ビル2F

許可証は事業所内に掲示しています。

2. 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額	負担者
職業紹介サービス（成功報酬） 期間の定めのない雇用契約の場合	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 120%（または360万円） ただし、0円に満たない場合は0円	求人者
職業紹介サービス（成功報酬） 期間の定めのある雇用契約の場合	当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 120%（または360万円）	求人者

求職者からは手数料をいただきません。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

3. 返戻金制度

当社には返戻金制度はありません。

4. 取扱職種の範囲等

取扱職種	全職種
取扱地域	国内

5. 業務の運営に関する規程

事業所名：株式会社ゼネット

第1 求人

１本所は、全職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

２求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メール等でも差し支えありません。

３求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

１本所は、全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

２求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

３常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

４(取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合)求職受付の際には、受付手数料を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種です。

7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2026年6 月1 日

代表者四元一弘

6. 個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、総務部及び営業部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者渡邉悠樹とする。

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者

渡邉悠樹とする。

許可番号: 13-ユ-320054

事業所名：称株式会社ゼネット

事業所所在地：東京都豊島区南池袋2丁目30-17朝日生命南池袋ビル2F

7. 苦情の申出先

当社の苦情相談窓口

営業部 渡邉悠樹

TEL 080-4673-5848　E-mail zenet.sales@zenet-web.co.jp

受付時間：平日10：00〜18：00

東京労働局 雇用環境・均等部

総合労働相談コーナー

TEL 03-3512-1608

8. 職業紹介の実績

2026年11月1日の許可取得後、実績は年度終了後に掲載します。

年度は4月1日〜翌年3月31日。

最新の実績は厚生労働省「人材サービス総合サイト」（https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/）でもご覧いただけます。

最終更新日：2026年11月9日